

厚生労働省行政効率化推進計画

平成16年6月15日
厚生労働省
平成17年6月30日改定
平成18年8月29日改定
平成19年7月2日改定
平成20年12月26日改定

1. 公用車等の効率化

(これまでの取組)

- 幹部用車について一般職員も共用で活用し効率的に運用
- 職員運転手の退職後の不補充
- 運転業務の民間委託の推進
- 低公害車への切り替え、アイドリングストップの励行等による燃料費の削減
- 自転車の導入
- 平成19年度までに公用車を53台削減済み

(今後の取組計画)

- 保有する公用車(運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車)については、これまでの取組を引き続き推進するとともに、本省・地方支分部局・施設等機関を含め、職員運転手の退職時期に留意しつつ、稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関の活用を推進することにより、平成25年度までに70台削減する。
- 公用車の削減に当たっては、職員運転手の退職後の不補充、可能な限りの配置転換、運転業務の民間委託の停止を行うとともに、研修やOJTを実施することにより職員運転手の事務職等への転換に努める。また、待機時間には他の業務にも従事させることとし、人材の有効活用を図ることに努める。
- 業務用車(公用車以外の車両で、3、5、7ナンバーのもの)に

については、国民に対する行政サービスの低下や業務の効率的な遂行に支障をきたさないといった点にも留意しつつ、使用頻度の低い業務用車について管理している官署内の他の業務用車との利用の統合、公共交通機関の活用等を推進することにより、平成25年度までに159台削減する。

運転手付の業務用車の車両管理業務については、業務の安全性、効率性などの観点から真に必要な場合に限定するとともに、車両運行方法の徹底的な見直しを行い、職員による運転を拡大する。

- また、保有する車両について、以下の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。
 - ・ 車両の用途などを精査し、車種・車格について普通車等からより安価な小型車や軽自動車に切り替え可能な場合等には、買い替え、又は、他の官署で削減予定の車両の中から対応する車両を充てる。
 - ・ 可能な限り、部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上を図る。
 - ・ 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。
 - ・ 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量車への切り替えを行う。
 - ・ アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車その他の低公害車への切り替え等により燃料費の削減を引き続き実施するとともに、必要に応じ地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。
 - ・ 交通安全教育を実施する。また、必要に応じETCを導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。
- なお、所管の独立行政法人に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。(平成25年度までの間で順次実施)

《取組実績》

(公用車)

221台(取組開始年度)→202台(16年度)→193台(17年度)→180台(18年度)→168台(19年度)→150台(20年度)→120台(21年度)
(▲101台)

平成21年度予算における削減効果

▲ 434,731千円

(人件費を除く削減効果) ▲ 36,873千円)

(業務用車)

1,866台(取組開始年度※) → 1,855台(20年度) → 1,855台(21年度) (▲11台)

平成21年度予算における削減効果 ▲ 1,626千円

(人件費を除く削減効果) ▲ 1,626千円)

※ 取組開始年度における台数については、平成21年度中に社会保険庁が廃止されることから、業務用車の台数については、社会保険庁分を除いている。ただし、平成20年度に社会保険庁より業務の一部が移管される地方厚生局の都道府県事務所において、必要となる業務用車を含んでいる。

2. 公共調達の効率化

○ 一般競争入札の拡大と総合評価落札方式の拡充等 (これまでの取組)

- ・ 契約の原則は競争入札であることから、随意契約によることができる場合であっても、できる限り競争入札に付している。

① 公共工事

- ・ 公共工事について、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を図るため、公募型指名競争入札等による調達の割合(指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合)に関する目標数値をおおむね2割とし、毎年度その実施状況を公表している。
- ・ 予定価格が2億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性にかんがみ一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、その拡大を図っている。

また、予定価格が2億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努めている。

さらに、一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表している。

- ・ 工事標準成績評定要領により、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進に努めている。
- ・ 公共工事について、国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価落札方式に関する情報の普及を図っている。
- ・ 公共工事について、総合評価落札方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、毎年度定める総合評価実施割合（目標値）を踏まえ、その拡大に努めている。

なお、平成20年度以降に新規に発注する公共工事において、原則として、総合評価落札方式を実施している。

また、毎年度の総合評価落札方式の実施状況を公表している。

② 公共工事以外

- ・ 公共工事以外の調達について、入札を実施する場合においては、原則として、一般競争入札によることとし、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表している。

（今後の取組計画）

① 公共工事

- ・ これまでの取組を引き続き実施。
- ・ 入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、公共調達中央監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続の改善のために必要な取組を行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。
- ・ 一般競争入札の拡大を図るため、多段階審査等、第三者機関の活用その他の一般競争方式の拡大に関する条件整備を進める。
- ・ 調査設計業務等の総合評価落札方式の導入については、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その拡充に努める。

- ・ 政府調達協定対象工事については、原則、入札ボンドを導入することとする。
- ② 公共工事以外
 - ・ これまでの取組を引き続き実施。

《取組実績》

- ・ 平成20年度における公共工事（競争方式）の実績（H20. 9. 30現在）
 予定価格が2億円以上の工事
 - 一般競争方式： 5件（55.6%）、1,883百万円（64.5%）
 - 一般競争方式以外の全ての競争方式
 : 4件（44.4%）、1,035百万円（35.5%）
- 予定価格が2億円未満の工事
 - 一般競争方式：117件（97.5%）、1,189百万円（92.9%）
 - 一般競争方式以外の全ての競争方式
 : 3件（2.5%）、91百万円（7.1%）
- ・ 平成18年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合
 平成19年度の総合評価実施割合について件数ベースで約1割を目標とした。
- ・ 平成19年度中に定めた当面の目標となる総合評価実施割合
 技術的な工夫の余地がある工事案件が発生した場合は、平成19年度（件数ベース19.5%）以上の割合で実施。
- ・ 平成20年度における総合評価実施状況（H20. 9. 30現在）
 4件（0.7%）、1,646百万円（37.8%）
- ・ 平成19年度における公共工事関係の一般競争による調達割合については、平成20年度中に公表予定。
- ・ 平成20年度における公共工事関係の総合評価の実施状況については、平成21年度中に公表予定。
- ・ 入札情報の公表については、厚生労働省ホームページにおいて行っているほか、第三者機関である公共調達中央監視委員会による活用等の入札契約手続の改善のための必要な取組や、談合情報を得た場合の取扱い等、入札契約手続の適切な運用を行っている。
- ・ 特定調達契約以外の入札に関する落札者の公示についても、随意契約による場合に準じて、ホームページにおいて公表している。
 (<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/index.html>)

○ 適切な競争参加資格の設定等

(これまでの取組)

- ・ 請負金額が500万円を超える請負工事については、工事完成検査において請負業者の工事成績評定を行い、工事成績評定点をつけることとする。
また、総合評価落札方式による公共工事において、提案内容の不履行に関する減点項目を設けることとする。
なお、工事成績評定点が65点未満の工事請負業者については、施工実績又は配置予定の技術者等の経験に含めないこととする。
- ・ 公共建築工事に関する工事成績の相互利用を実施することとする。
- ・ 特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することとし、義務付けた場合は、毎年度その理由を公表している。
- ・ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定している。
- ・ 工事標準成績評定要領により、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進に努めている。（再掲）

(今後の取組計画)

- ・ これまでの取組を引き続き実施。
- ・ 実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。
 - (1) 受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
 - (2) 発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
 - (3) 受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める。
 - (4) 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。
 - (5) 長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。

- (6) 契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。
- ・ 入札・契約の監視を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。
 - ・ 総合評価落札方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。

《取組実績》
実施に向けて引き続き検討する。

○ 民間の技術力の活用

(これまでの取組)

- ・ 公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請している。

(今後の取組計画)

- ・ これまでの取組を引き続き実施。
- ・ 公共工事について、施工に当たり高度な技術を要する等の場合においては、設計と施工の発注のあり方を十分検討し、設計・施工一括発注方式、詳細設計付発注方式等を活用する。
- ・ 公共工事について、発注者の体制、能力を補完する必要がある場合には、設計・施工一括発注方式を採用する場合も含め、CM方式（コンストラクション・マネジメント方式）等を活用する。

《取組実績》
実施に向けて引き続き検討する。

○ 予定価格の適正な設定

(これまでの取組)

- ・ 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努めている。

(今後の取組計画)

- ・ これまでの取組を引き続き実施。
- ・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行に向けた検討をする。

《取組実績》

実施に向けて引き続き検討する。

○ 随意契約の見直し等

(これまでの取組)

- ・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行っている。
- ・ 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努めている。
- ・ 随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経ることとしている。

なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の職員により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経ることとしている。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行っている。

- ・ 内部監査において、随意契約の重点的監査を実施している。
- ・ 少額の随意契約による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努めている。
- ・ 平成19年1月に作成した「随意契約見直し計画（改訂）」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表している。

(今後の取組計画)

① 随意契約の見直し

- ・ 「随意契約見直し計画（改訂）」に沿って、競争性の高い契約

方式に速やかに移行する。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とする。平成20年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を公表する。

- ・ 実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。(再掲)
 - (1) 受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
 - (2) 発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
 - (3) 受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める。
 - (4) 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。
 - (5) 長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。
 - (6) 契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。
 - ・ 入札・契約の監視を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。(再掲)
 - ・ 総合評価落札方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。(再掲)
- ② 随意契約の適切な運用
- ・ これまでの取組を引き続き実施。
 - ・ 本省において、「随意契約見直し計画(改訂)」の対象となっている契約を中心に、省全体の入札・契約の状況を定期的に把握する。

《取組実績》

平成19年1月の「随意契約見直し計画(改訂)」の内容

競争性のない随意契約 3,300億円 ⇒ 739億円

(▲2,561億円、77.6%減)

計画作成後の随意契約の適正化の平成 19 年度実施状況

競争入札 6,709 件 (41.9%)、127,386,736 千円 (16.4%)

企画競争・公募等 3,661 件 (21.2%)、107,027,592 千円 (13.7%)

競争性のない随意契約

5,645 件 (35.2%)、544,053,083 千円 (69.9%)

随意契約見直しに伴う平成 21 年度予算における削減効果

▲1,305,390 千円

【主な具体例】

人口動態調査オンライン報告システムは、従来随意契約による機器の賃貸借を行っていたが、国庫債務負担行為による一般競争入札を実施することにより経費を節減

平成 21 年度予算における削減効果

▲2,855 千円

○ 社会保険庁独自の取組

(これまでの取組)

- ・ 社会保険庁本庁に調達委員会を、地方社会保険事務局に契約審査会を設置し、調達の必要性、数量等について事前審査を実施している。
- ・ また、厚生労働省各部局と同様に社会保険庁本庁に設置している公共調達審査会については、審査対象を公共工事及び物品・役務等とともに予定価格が 100 万円以上 (物品の借入にあっては 80 万円以上) の案件と、規程より範囲を広げ、競争参加資格等の設定等について事後審査を実施している。

(今後の取組計画)

- ・ これまでの取組を一層推進するとともに、調達における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減、適正な契約事務の実施に努める。

《取組実績》

これまでの取組を引き続き推進し、調達における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減、適正な契約事務の実施に努める。

○ 落札率 1 事案への対応等

(これまでの取組)

- ・ 一定金額以上の公共調達（予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないものと認めたものを除く。）について落札率を一覧表にして公表している。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにしている。
- ・ 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努めている。
- ・ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引事例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努めている。
- ・ 調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定している。
- ・ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行っている。

(今後の取組計画)

- ・ これまでの取組を引き続き実施

《取組実績》

一定金額以上の公共調達について、落札率一覧表を公表

平成 19 年度分の落札率一覧表については、平成 20 年度中に公表予定。(<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/index.html>)

○ 国庫債務負担行為の活用

(これまでの取組)

- ・ コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとしている。
- ・ 複数年数にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとして

いる。

(今後の取組計画)

- ・ これまでの取組を引き続き実施。

《取組実績》

平成 21 年度予算における削減効果

▲9,590 千円

○ 物品等の一括調達の推進等

- ・ 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。特に消耗品 3 品目（コピー用紙、トナー類及び文具用品類）は、調達事務の集約化等を行うとともに、集約化等を行ってもなおかえってコストが高くなる場合を除き、3 品目とも単価契約による調達を行う。
- ・ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
- ・ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。
- ・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。
 - (1) 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。特に清掃業務及び蛍光管類は、全ての合同庁舎で一括調達する。
 - (2) 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行わないですむよう事務の省力化方策について検討する。
 - (3) 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、入居省庁において検討する。

《取組実績》

平成 21 年度予算における削減効果

消耗品の調達 ▲1,398,701 千円

合同庁舎における役務・物品の一括調達 ▲55,292 千円

○ 調達事務の集約化の推進

(これまでの取組)

- ・ 労働基準監督署・公共職業安定所及び社会保険事務所等における調達については、上部機関である都道府県労働局、地方社会保険事務局等において調達事務の集約化を実施している。

(今後の取組計画)

- ・ 同一機関内に複数の調達機関が設置されている場合や複数の調達機関が同一敷地内等に所在する場合には、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達も含めて推進する。
- ・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、入居省庁において検討する。(再掲)

《取組実績》

実施に向けて引き続き検討する。

- 工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定データの収集・共有を実施し、相互利用に向けてデータの活用を図る。
- 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じて各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、適切な処分の方針を決定する。

《取組実績》

引き続き実施する。

○ その他

(これまでの取組)

- ・ 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図っている。
(過剰仕様等の排除)
- ・ 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努めている。
- ・ 会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行っている。
- ・ 厚生労働省の各部局に公共調達審査会を設置し、公共工事については予定価格が250万円を超える案件、物品・役務等については予定価格が100万円以上(物品の借入にあっては80万円以上)の案件から抽出し、競争参加資格等の設定、随意契約の理由及び予定価格の設定等を審議し、その結果をホームページにて公表している。
- ・ 厚生労働省の各部局(都道府県労働局及び社会保険庁を除く。)が設置する公共調達審査会の審議結果等に関し、外部の学識経験等を有する者から選任された公共調達中央監視委員会において審議することとし、不適切な点又は改善すべき点があるときは、意見の具申又は勧告を行い、その内容を公表している。
また、都道府県労働局及び社会保険庁が設置する公共調達審査会の審議結果等に関し、外部の学識経験等を有する者から選任された各都道府県労働局公共調達監視委員会及び社会保険庁公共調達監視委員会において審議することとし、不適切な点又は改善すべき点があるときは、意見の具申又は勧告を行い、その内容を公表している。
- ・ 契約金額が100万円(物件の借入については80万円)以上の公共工事及び物品・役務等の契約について、調達の方式(競争入札及び随意契約)毎に、契約の相手方、契約金額、随意契約によることとした場合はその理由等の情報をホームページに公表している。
- ・ 本省の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ(随意契約公表ゲートウェイ)により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高めている。
- ・ 電子入札システムの運用開始

- ・ インターネットによる各種調達情報の提供
- ・ 物品製造等の資格審査の統一
- ・ 物品製造等の資格審査のインターネット申請
- ・ 建設工事の定期資格審査のインターネット申請
- ・ 経費削減対策推進のための実施要領の策定及び推進
 - ◇ 一般競争入札による電気の調達
 - ◇ 閉庁日等のエレベーターの稼働台数の縮小
 - ◇ 下水道料金の減免制度の活用
 - ◇ 電話料金の割引制度の活用
 - ◇ 物品購入等の必要性、経済性の検討
 - ◇ 物品の一括調達による効率的、経済的購入
 - ◇ 電子メールの活用や両面コピーの励行

(今後の取組計画)

- ・ これまでの取組を引き続き実施。
- ・ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。
- ・ 電力供給契約は、契約電力 50kw 以上の契約全てについて入札を実施する(ただし、当面、沖縄県内を除く。)(省CO2化の要素を考慮した方式について、裾切り方式の一層の活用推進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。)

《取組実績》

平成 21 年度予算における削減効果

▲103,834 千円

3. 公共事業のコスト構造改善

(これまでの取組)

- 公共工事のコスト縮減については、平成 9 年 4 月の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」、平成 12 年 9 月の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に基づき、「厚生労働省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し総合的なコスト縮減について取り組んできた。

- 水道分野については、平成16年2月20日付けで水資源機構担当部局宛通知するとともに、地方公共団体へも同プログラムを参考としてコスト構造改革に取り組むよう要請。
- 独立行政法人移行前の国立病院及び国立高度専門医療センター等に関しては、以下の取組を実施してきた。
 - (1) 公共工事コスト縮減対策に関する行動指針
(平成9～11年度)
 - (2) 国立病院等施設整備事業費用縮減新行動計画
(旧厚生省：平成12年度)
 - (3) 厚生労働省施設整備事業費用縮減行動計画
(平成12～15年度)
 - (4) 国立高度専門医療センター等施設整備事業費用縮減行動計画
(上記(2)を名称変更、平成16年度～19年度)
 - (5) 国立病院等施設整備事業コスト構造改革プログラム
(平成15年度)

取組内容：行動計画に加え、事業の全てのプロセスをコストの観点から見直し、計画・設計から調達や管理の各段階において最適化を図ることにより、①工事コスト、②事業便益の早期発現、③将来の維持管理費を要素とする総合コスト縮減を目的として設定したもの。

 - (6) 国立高度専門医療センター等施設整備コスト構造改革プログラム
ム
(上記(5)を名称変更、平成16年度～19年度)

取組内容：それまでの取組としての「国立高度専門医療センター等施設事業費用縮減行動計画」に加え、対象となる施設整備事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直す「国立高度専門医療センター等施設整備事業コスト構造改革プログラム」により引き続きコスト縮減に取り組んだもの。
- 国立高度専門医療センター等施設整備事業費用縮減行動計画の具体的な取組として、以下を実施している。
 - (1) 事業の迅速化：合意形成・協議・手続きの改善、事業の重点化・集中化等により事業の迅速化を図る。これにより、事務経費の低減、事業資金の金利負担の低減となる。
 - (2) 計画・設計・管理の最適化：技術基準の統一化等の計画・設計の見直し、汎用品の積極的利用、新技術の活用、資源循環の促進・

改修・補強による既存施設等の有効活用等の管理の見直しを行うことで計画・設計・管理の最適化を図ることにより、工事コストの低減を図るとともに将来の維持管理費の低減を図る。

技術基準の統一化により合理的な設計を推進する。（公共建築の統一基準が示され、平成15年度より順次導入）

- (3) 調達の最適化：国庫債務負担行為の計画的かつ積極的な活用、総合評価落札方式等の導入、電子調達の実施等、入札・契約の見直しを行い調達の最適化を図る。そして、技術による競争、民間技術力の活用を促進するとともに積算価格の説明性・市場性の向上を図る。なお、具体的施策としては以下のとおり。（平成15年度より実施）

① 市場単価採用の拡大

国土交通省に準じて、従来の歩掛かりによる積み上げ単価方式から可能なものについて同省の公表する市場単価を採用してきたところである。平成19年度においては、下記の工事について市場単価を採用した。

- ・ 建築工事：鉄筋工事、型枠工事、コンクリート工事、左官工事、防水工事、土工事、塗装工事、軽量鉄骨下地、内装ボード、ガラス工事、シーリング（防水）
- ・ 電気設備工事：配管工事、ケーブルラック・位置ボックス工事、接地極等工事、2種金属線ぴ工事、防火区画貫通処理工事、絶縁電線、絶縁ケーブル
- ・ 機械設備工事：ダクト工事、衛生器具取り付け工事、制気口・ダンパー工事、保温（ダクト）工事

② 設計の合理化

- ・ 機械設備ダクト工事のアングル工法において接続作業が簡便で工期短縮が可能なコーナーボルト工法の採用を拡大した。

- 平成16～19年度においては、国立高度専門医療センター等施設整備コスト構造改革プログラムにより、以下の取組についても実施してきた。

(1) 事業の迅速化

- ・ 事業評価を厳格に審査し、事業箇所を厳選する。

(2) 計画・設計・管理の適正化

- ・ 既存ストックを有効活用し適正な管理を推進する。具体的に

は、国立国際医療センター更新築整備において、管理部門を既存建物改修により整備し、また既存の熱源を利用することを計画した。

(3) 調達最適化

- ・ 国庫債務負担行為の積極的活用を推進する。具体的には、平成17年度より国立国際医療センターにおいて4年間にわたる国庫債務負担行為を実施した。(2年→4年 総合コスト削減)
- ・ 電子入札を実施する。
- ・ コンピュータによる工事費積算システムを市販の汎用ソフトに切り替え、事務経費の節減を図る。
- ・ メーカー見積もりに際し、ヒアリングを実施しよりの確な実勢価格の把握に努める。
- ・ メーカー見積もりのインターネットによる徴取の検討。

(今後の取組計画)

- 公共事業のコスト構造改善については、従来からのコスト削減のための取組を継続・発展させ、コストと品質の観点から公共事業を抜本的に改善し、良質な社会資本を効率的に整備維持するために平成20年9月に策定された「厚生労働省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、総合的なコスト構造改善に向けた取組を推進することとする。当該プログラムに基づき、事業のスピードアップ、計画・設計・施工の最適化、維持管理の最適化及び調達の最適化に向けての施策を実施し、平成20年度から5年間で、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率を達成することを目標とする。
- 水道分野については、今後、厚生労働省公共事業コスト構造改善プログラムに基づき新技術の活用、第三者委託制度の活用などコスト構造改善を図るとともに、フォローアップを行っていく。
- 水資源機構においても、「水資源機構コスト構造改善プログラム」に基づき、地域の実情にあったより合理的な計画・設計を推進するための技術基準の弾力的な運営、設定等、コスト構造改善に取り組むこととしている。
- 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所に関しては、これまでの取組を引き続き実施。

《取組実績》

- ・コスト構造改革プログラムによる平成16年から平成19年度までの削減実績額 ▲ 2,098,000千円
- ・「厚生労働省コスト構造改善プログラム」によるコスト構造改善を水道事業者等へ周知するとともに、「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき事業の必要性やコスト構造改善等について、事前評価及び再評価を実施し検証するなど引き続き水道事業の効率化・コスト構造改善を実施
- ・「水資源機構コスト構造改善プログラム」によるコスト構造改善を徹底するとともに、「水道施設整備事業の評価実施要領」に基づき事業の必要性やコスト構造改善等について、事前評価及び再評価を実施し検証するなど引き続き水道事業の効率化・コスト構造改善を実施

4. 電子政府関係の効率化

(これまでの取組)

(1) 業務・システム最適化に対応した簡素・効率化

① 各府省に共通する業務・システム

- ・ 「人事・給与システム」について、「人事・給与等業務・システム最適化計画」（平成16年2月27日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、人事院等が開発する「人事・給与関係業務情報システム」を円滑に導入するため、「人事・給与関係業務情報システム導入計画」（平成16年8月9日厚生労働省）を策定した。
- ・ 共済、物品調達等、人事・給与以外で府省に共通する業務・システムについて、担当府省において最適化計画を策定した。

② 個別府省の業務・システム

- ・ 旧式（レガシー）システム（社会保険オンラインシステム等、6システム）について、刷新可能性調査を実施した。
- ・ 旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を盛り込んだ最適化計画を策定した。

(2) オンライン化に対応した簡素・効率化

- ・ 申請・届出等手続について、厚生労働省が扱う2,105手続のうち、1,877手続(89%)について、オンライン化を実施した。(平成19年3月末現在)
- ・ 申請・届出等手続のオンライン化に伴う効率化を図るため、「手続の簡素化・合理化計画」(平成16年2月10日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)に基づく措置を実施した。
- ・ 年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上)手続、企業が行う頻度の高い手続及びオンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等について、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)に基づき、「オンライン利用促進のための行動計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定)を策定し、公表した。その後、見直しを行い、平成19年3月27日、同計画を改定した。

また、本省・地方支分部局が一体となってオンライン利用促進を強力に推進するため、「厚生労働省電子申請オンライン利用促進緊急対策(平成20年1月11日厚生労働省業務・システム最適化等推進部会決定)」を策定した。

(3) その他の効率化

- ・ 国家公務員の給与の全額振込化について、99.9%の職員の全額振込化を実現した。

(今後の取組計画)

(1) 業務・システムの最適化に対応した簡素・効率化

① 各府省に共通する業務・システム

- ・ 府省に共通する業務・システムについては、担当府省において策定した最適化計画に基づき、業務の効率化と経費の削減を図る。
- ・ 人事・給与等の内部管理業務について、最適化計画等に基づき厚生労働省で実施する効率化措置や定員削減等の目標を定め合理化を図る。
- ・ 旅費、物品調達、物品管理、謝金・諸手当等の行政内部の管理業務について「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」に基づき、業務改革(BPR)を

積極的に推進し、関係省庁と調整しつつ2年以内に府省共通のシステム化を目指す。特に旅費業務については、「旅費業務に関する標準マニュアル」に沿って、規程類の標準化、判断基準の統一化を図りつつ、決裁階層の大幅な簡素化、ペーパーレス化の徹底等を実施する。

② 個別府省の業務・システム

- ・ 旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、最適化計画に基づき業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。
- ・ 旧式（レガシー）システムは、新システム移行に合わせて定員削減等の合理化を図る。このため、最適化計画の策定に併せ、厚生労働省で実施する定員削減等の目標を定め合理化を図る。

(2) オンライン化に対応した簡素・効率化

平成25年度までを対象期間とする新たな「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）に基づき引き続き申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。

(3) その他の効率化

- ・ 「情報システムに係る政府調達の基本指針」に沿って調達を進めるとともに、業務の見直しを先行して実施することにより、効率的なシステム化を図るものとする。また、調達仕様書の作成に当たり専門家の意見を取り入れるなど、できる限り支出を節減するものとする。
- ・ 法規集や例規集（加除式のものを含む）等については、費用対効果や業務の実態等も勘案し、電子化されているCD-ROM等の導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。

《取組実績》

- ・ 最適化計画の実施により、厚生労働省において、次の経費削減（試算値）が見込まれる。

（厚生労働省ネットワーク）

最適化計画に基づく取組による平成24年度からの
年間削減見込額 ▲932,500千円

(食品等輸入届出業務)

最適化計画に基づく取組による平成 22 年度からの
年間削減見込額 ▲75,823 千円

(社会保険業務)

最適化計画に基づく取組による平成 23 年度からの
年間削減見込額 ▲30,000,000 千円

(職業安定行政関係業務)

最適化計画に基づく取組による平成 23 年度からの
年間削減見込額 ▲10,196,301 千円

(労働保険適用徴収業務)

最適化計画に基づく取組による平成 25 年度からの
年間削減見込額 ▲1,676,748 千円

(労災保険給付業務)

最適化計画に基づく取組による平成 23 年度からの
年間削減見込額 ▲3,666,760 千円

(監督・安全衛生等業務)

最適化計画に基づく取組による平成 21 年度からの
年間削減見込額 ▲1,941,680 千円

(厚生労働行政総合情報システム)

最適化実施前の経費に対する平成 21 年度予算における
削減効果 ▲585,668 千円

最適化計画に基づく取組による平成 23 年度からの
年間削減見込額 ▲508,068 千円

(原爆死没者追悼平和祈念館運營業務)

最適化実施前の経費に対する平成 21 年度予算における
削減効果 ▲41,112 千円

最適化計画に基づく取組による平成 20 年度からの
年間削減見込額 ▲41,112 千円

(雇用均等業務)

最適化計画に基づく取組による平成 19 年度からの
年間削減額 ▲32,071 千円

・ 最適化計画の実施により、厚生労働省において、平成 21 年度
に 427 人合理化する見込みである。

※ 国民年金保険料の収納事務等のアウトソーシングに係る人数を

除く。

- ・ オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月12日IT戦略本部決定）に基づき、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の見直しを行うことにより、業務の合理化を推進する。
- ・ 当省所管法令について、データベース化し、HPに公開しているところ。

5. アウトソーシング

（これまでの取組）

- 昭和58年5月の閣議決定により、「公務執行上、真に必要な場合」を除き、自動車運転手、巡視、電話交換手について、順次、民間委託に切り替えている。
- 検疫所が行うモニタリング検査の試験事務の一部を登録検査機関に委託できるようしたこと等、指定制度を登録制に改めることとした。
- 平成15年度から紙媒体により提出された社会保険の適用に係る資格取得届等の社会保険オンラインシステムへの入力業務について外部委託を開始した。また、平成16年度から各社会保険事務所で実施してきた納入告知書等の作成・送付業務を社会保険事務局単位に集約した上で、当該業務の外部委託を開始した。
- ホームページの作成・システム管理業務については、平成17年7月からの新システム移行に伴い、従来、外部委託をしていなかったシステム管理業務の一部についても、外部委託を導入することとした。
- 平成17年度及び18年度において、ハローワーク関連業務について、キャリア交流プラザ事業、若年者版キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業を市場化テストモデル事業として実施した。また、同年度において、厚生年金保険・政府管掌健康保険の未適用事業所の適用促進事業、国民年金保険料の収納事業及び年金電話相談センター事業を市場化テストモデル事業として実施した。

また、平成19年度から、ハローワーク関連業務については、

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、人材銀行事業、キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業の市場化テストを実施している。

- 平成18年度から、年金や健康保険の給付に係る請求書等の社会保険オンラインシステムへの入力業務について外部委託を開始した。
- 平成19年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、国民年金保険料収納事業の市場化テストを実施している。
- 「公共サービス改革基本方針」に基づき、独立行政法人国立病院機構の医業未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施している。

（今後の取組計画）

- 警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、電話交換業務、新聞記事のクリッピング業務、会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務、国家試験運営業務における願書收受等定型的業務、地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務、職員研修業務等について、これまでの取組を踏まえてアウトソーシングを一層推進するほか、個別の事務・事業についても積極的に推進し、効率化を図る。
また、PFIについても、その事業の内容に応じ、効率化に資する取組を積極的に検討する。
- 公用車の運転業務については、引き続き運転手の退職後の不補充を遵守するとともに、「1. 公用車の効率化」に留意しつつ、運転業務の民間委託を実施する。
- 宿舍管理業務については、引き続き外部委託の推進を図る。
- 宿舍整備工事の設計・工事監理業務については、引き続き外部委託の推進を図る。
- 印刷・製本を外部業者に委託した刊行物等の梱包・発送について、できる限りアウトソーシングにより実施するよう努める。
- 施設・設備等の管理業務、電話交換業務、地方支分部局等地方施設における清掃、警備等の総務業務について、原則、現業職員の退職時補充を行わないこととする。

- ホームページの作成・管理業務について、平成21年度のシステム更改に合わせて、緊急性の高い掲載情報等について、原則として職員が更新作業を行う。地方支分部局のホームページについては、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画（平成17年8月24日各府省情報化統括責任者連絡会議決定）」に基づき、平成22年度までに地方厚生局、都道府県労働局それぞれを集約化することとしているが、運営を本省と統合するとともに、サーバの統合を行うことについては、今後の統合に向けて検討する。
- ハローワークコールセンターを外部委託により設置し、電話の取次、定型的な問い合わせ等の対応を実施する（平成19年度は近畿ブロックに設置、順次拡大予定）。
- ハローワーク関連業務については、引き続き、人材銀行事業及びキャリア交流プラザ事業の市場化テストの3年目を実施する。
また、ハローワーク2所において、本庁舎内における職業紹介事業を市場化テストの対象とし、平成20年通常国会に提出された公共サービス改革法改正法案の成立後、平成21年度を目途に入札を実施する予定。
- 「公共サービス改革基本方針」に基づき、国民年金保険料収納事業について、平成21年度から実施箇所を127箇所追加拡大し、民間競争入札を実施する。
- 「公共サービス改革基本方針」に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務について、平成21年度から、民間競争入札を実施する。
- 「公共サービス改革基本方針」に基づき、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の設置・運営する「高齢期雇用就業支援コーナー」について、重点実施箇所として都市部等に存続することとした常設型施設のうち3箇所について、民間競争入札を実施することとし、平成21年9月までに入札公告を実施し、平成22年1月から落札者による事業を実施する。
- 「公共サービス改革基本方針」に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構の設置・運営する「労働大学校」の施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とし、平成21年4月から落札者による事業を実施するための準備を進める。
- 「公共サービス改革基本方針」に基づき、独立行政法人国立病

院機構の各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、原則として、平成22年度に官民競争入札又は民間競争入札を実施することとし、対象品目、対象施設、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年10月までに策定する。

《取組実績》

(アウトソーシング)

平成21年度予算への計上額

・施設・設備等の管理業務	937,645千円
・庁内LANの情報システムの管理業務	2,932,834千円
・電話交換業務	73,915千円
・新聞記事のクリッピング業務	2,016千円
・速記録作成業務	47,578千円
・通訳等定型的業務	23,468千円
・公用車運転業務	233,448千円
・職員研修業務	46,279千円
・宿舎管理業務	18,383千円
・宿舎整備工事の設計・工事監理業務	464,348千円
・梱包・発送業務	16,443,926千円
・施設・設備等の管理業務、電話交換業務、地方支分部局等施設における清掃、警備等の総務業務について、現業職員の退職時不補充	-10,383千円
・緊急性の高い掲載情報等のホームページ掲載業務	68,333千円
・都道府県労働局の情報提供サイトの集約化のための設計・開発	33,600千円
・ハローワークコールセンターの外部委託	1,025,050千円
・紙媒体により提出された社会保険の適用に係る資格取得届等の社会保険オンラインシステムへの入力業務、納入告知書等の作成・送付業務、年金の給付に係る請求書等の社会保険オンラインシステムへの入力業務	6,647,269千円

(市場化テスト)

・ 国民年金保険料収納事業

平成21年度予算における削減効果 ▲3,284,484千円

・ ハローワーク関連業務

平成21年度予算への計上額 331,551千円

6. IP電話の導入等通信費の削減

(これまでの取組)

- 本省においては、通話料について割引率が最大となるようマイライン割引、一括請求割引の外、複数の割引サービスを効率よく選択して割引率の効率化を図っている。

(今後の取組計画)

- 中央合同庁舎第5号館の電話交換機は、設置後13年経過し老朽化していることから、平成21年度に更新のための予算を要求したが予算化されなかった為、引き続き平成22年度も予算を要求することとし、更新と同時にIP電話を導入することとしている。
- 平成21年度より、各都道府県労働局において、IP電話導入や各種割引サービスの導入等更なるコストダウンを比較検討し、可能なものについて速やかに措置する。

《取組実績》

(IP電話の導入拡大)

- ・ 中央合同庁舎第5号館の電話交換機は、設置後13年経過し老朽化していることから、平成21年度に更新のための予算を要求したが予算化されなかった為、引き続き平成22年度も予算を要求することとし、更新と同時にIP電話を導入することとしている。

(電話料金割引サービスの導入拡大)

- ・ 本省においては、通話料について割引率が最大となるようマイライン割引、一括請求割引の外、複数の割引サービスを効率よく選択して割引率の効率化を図っている。

平成21年度予算における削減効果 ▲35,845千円

7. 統計調査の合理化

(これまでの取組)

- 患者調査の調査事項の縮減
- 母体保護統計報告、雇用管理調査の廃止等
- 人口動態調査、毎月勤労統計調査の調査票収集のオンライン化等
- 新規に実施した調査の調査票の受付・審査・データ入力を民間委託等
- 出生動向基本調査、所得再分配調査、国民栄養調査（現在は国民健康・栄養調査）、糖尿病実態調査の調査における抽出作業の重複是正措置等
- 全国家庭児童調査と児童環境調査の統合
- 賃金関係統計調査の見直し
 - ① 屋外労働者職種別賃金調査の中止
 - ② 林業労働者職種別賃金調査の廃止
- 保健福祉動向調査の廃止
- 雇用状況実態調査の廃止
- 年金数理基礎調査の廃止
- 国民生活基礎調査の調査方法の効率化
- 中高年者縦断調査の調査方法の効率化
- 毎月勤労統計調査の調査方法の効率化

(今後の取組計画)

- 調査の見直し等
 - (1) 調査票収集のオンライン化による効率化を引き続き実施
 - (2) 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び就労条件総合調査の「公共サービス改革基本方針」に基づく民間競争入札の実施による効率化

《取組実績》

平成21年度予算における削減効果

・ 調査票収集のオンライン化による効率化 ▲19,920千円

(以下は平成20年度に措置)

・ 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査及び就労条件総合調査の「公共サービス改革基本方針」に基づく民間競争入札の

実施による効率化

▲ 3人

・ 調査票収集のオンライン化による効率化

▲ 2,775千円

(上記調査を含む調査の見直しによる平成21年度までの削減額
▲ 195,199千円)

8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

(これまでの取組)

- 平成16年度から当年度に口座振替により領収した国民年金保険料に係る領収書を振替の度に発行していたが、平成17年度から、領収した保険料を証明する書類として社会保険料控除証明書を年1回発行することにし、領収書を廃止した。
- 厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーで受け付けている年金見込額及び年金加入状況の照会において、年金見込額照会の対象年齢を平成18年3月から55歳以上の者から50歳以上の者に引き下げるとともに、本人への郵送による回答に加え、平成17年1月末より、電子申請の仕組みを活用して本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を可能とすることにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図った。
- 年金受給者の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図った。（平成18年10月より実施）
- 冊子小包郵便物や大口発送による特別料金等の割引制度の活用を引き続き実施している。

(今後の取組計画)

- 賠償を要しない発送郵便物については、簡易書留でなく配達記録郵便の利用を、書式の簡略化等により封筒から葉書への変更を引き続き促進する。
- 郵便費用の軽減のため、定形外封書から定型封書への変更を促進すること、郵便における各種割引制度を積極的に活用すること等、引き続き郵便費用の軽減の実施に取り組む。
- メール便については、21年度中の活用・入札の実施に向けて検

討し、早期に結論を得る。

地方支分部局及び施設等機関においては、利用数量等を勘案した上で、本省に準じた取組を実施する。

- 他府省や地方公共団体等への通知・通達を電子的に発送できる電子文書交換システムの利用促進を図る。

《取組実績》

(国民との定期的な連絡を伴う業務等の効率化)

平成21年度予算における削減効果

- ・口座振替により領収した国民年金保険料に係る領収書発行の廃止
▲5,275,000千円
- ・年金受給者の確認(生存確認)について、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更
▲1,700,000千円

(信書以外の郵便物・荷物の発送業務の入札実施)

平成21年度予算における削減効果 ▲123,264千円

9. 出張旅費の効率化

(これまでの取組)

- 市販のパッケージソフトを活用して、旅行経路、所要時間、所要経費の探索を行い旅費請求書の作成作業の簡素化を図りつつ、低廉なランニングコストで最新の情報を維持しながら、最も経済的な通常の経路により出張旅費を算出している。
- 出張にあたっては、割引制度やパック商品等(以下「パック商品等」という。)を積極的に利用するよう推奨している。
また、パック商品等の利用促進を図るため、出張前に出張計画書等によりパック商品等の利用状況を確認し、さらに旅費精算請求時にパック商品等の利用がなかった場合には、理由書の徴取を行っている。
- 職員に対する旅費の支給について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払及び受領代理人への口座振り込みの見直しを検討する。

(今後の取組計画)

- 引き続き、現在導入しているパッケージソフトと同種のソフトを比較検討し、内申書や請求書の作成等旅費の申請手続きの簡素化に、より有効なソフトの導入を検討する。
- 引き続き、出張にあたっては、割引制度の適用がない、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、パック商品等を積極的に利用するよう推奨する。航空機利用の内国出張及び外国出張における、割引航空券及びパック商品の利用率をそれぞれ最低70%以上とする。
- 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。

《取組実績》

旅費等内部管理業務共通システム (SEABIS) の検討状況を注視しつつ、引き続き情報収集を行っていく。

(外国旅費)

平成21年度予算における削減効果 ▲ 114,815千円

(内国旅費)

平成21年度予算における削減効果 ▲ 687,909千円

10. 交際費等の効率化

(これまでの取組)

- 社会保険庁においては、交際費について予算の無駄遣いと批判を受けまいよう引き続き厳正な執行に努めるとともに、定期的に監査を実施している。

(今後の取組計画)

- 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認

する。

- 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。
- 平成21年度については、レクリエーション経費を原則廃止する。

《取組実績》

この取り組みに基づき交際費を適切に使用することとし、使用が見込まれない金額については、決算不用とすることとする。

平成21年度予算における削減効果

▲790千円

1.1. 国の印刷物等への広告掲載

(今後の取組計画)

- 行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、広報印刷物、省名入り封筒、ホームページについて、厚生労働行政の公平・中立性を損なわない範囲で、広告媒体として活用した歳入の確保に努めることとする。

《取組実績》

広告料収入実績：331千円（平成18年度）

70千円（平成20年度）

平成17年度において広報印刷物「疾病予防リーフレット」について、平成19年度においてパンフレット「厚生労働省」及び「厚生労働省ってどんなところ？」について入札を行った。しかしながら、応札がなかったことから、広告掲載には至らなかった。

1.2. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(これまでの取組)

- エネルギー使用量の抑制
 - ・ 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として

軽装での職務を促している。

- ・ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）や「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省取りまとめ）等を踏まえて、照明設備のインバーター化、OA機器及び照明のこまめなスイッチオフ等のハード面・ソフト面の対策を推進することにより、エネルギー使用量の抑制を図っている。

○ 資源の節約

- ・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図っている。
- ・ 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を促進している。
- ・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力計っている。

（今後の取組計画）

- 庁舎の使用電力購入などに際しても公共調達効率化を図る。その際、省CO₂化の要素を考慮した方式について、既に一部で導入している裾切り方式の一層の活用促進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。
- 各施設において簡易ESCO診断を導入することにより、省エネルギーやエネルギーの効率的利用を推進し、エネルギー使用量の抑制を図る。
- 厚生労働本省や一部施設においてはトイレや階段に人感センサーを設置し、また、執務室の照明スイッチを細分化する等のハード対策を行うことでエネルギー使用量の抑制を図っているところであるが、導入を検討している施設においては今後積極的に導入していく。
- 一部施設において複層ガラスを設置することで、空調の効率的な運転を行っていく。
- 「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」（平成19年5月）に基づき、太陽光発電の導入、建物の緑化等の庁舎のグリーン化を進める。

《取組実績》

(エネルギー等使用量の抑制)

平成 21 年度予算における削減効果

▲ 6 5 7, 4 8 2 千円

13. その他

(これまでの取組)

○ 年金の福祉施設等の譲渡・廃止

近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等を踏まえ、今後は保険料を年金の福祉施設等に投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、年金の福祉施設等を譲渡・廃止することとした。

そのため、「年金・健康保険福祉施設（病院を除く）に係る整理合理化計画」を平成 17 年 3 月に取りまとめるとともに、平成 17 年 10 月 1 日に年金の福祉施設等の譲渡・廃止を行う独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立した。

○ 大規模年金保養基地（グリーンピア）

「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）において、「平成 17 年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。」とされ、これを受けて、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）により、平成 17 年度末をもって廃止することとされた。

なお、平成 17 年 12 月をもって、全ての施設の譲渡を完了した

○ 年金加入者住宅等融資業務

「特殊法人等整理合理化計画」において、「住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成 17 年度までに廃止する」とされ、これを受けて、年金積立金管理運用独立行政法人法により、平成 17 年度末をもって廃止した。

なお、平成 17 年 1 月末日をもって、新規の貸付申込を終了し、平成 18 年 3 月をもって、新規の貸付実行を終了している。

○ 勤労者福祉施設の譲渡・廃止

平成18年3月末現在で2,070施設全ての譲渡・廃止を完了した。

○ 雇用保険三事業（二事業）の見直し

雇用保険三事業について、行政改革推進法等を踏まえ、雇用保険法等の一部を改正する法律により、雇用福祉事業を事業類型として廃止した（平成19年4月23日公布・施行）。また、透明で分かりやすい事業運営を行うとともに、失業等給付の抑制に資する観点から、PDCAサイクルによる目標管理を厳格に実施し、不断の見直しを行った。

○ 労働福祉（社会復帰促進等）事業の見直し

労働福祉事業について、行政改革推進法等を踏まえ、労災保険事業として行うことが適切なものに限定する観点から、平成18年度においては、個別事業ごとに徹底した見直しを行ったほか、雇用保険法等の一部を改正する法律により、労働条件確保事業を事業類型として廃止し、事業名を「社会復帰促進等事業」に変更した（平成19年4月23日公布・施行）。

また、透明で分かりやすい事業運営を行うとともに、各事業の合目的性と効率性を確保する観点から、PDCAサイクルによる目標管理及び徹底した精査を実施した。

○ 特別会計（労働保険特別会計）の見直し

特別会計（労働保険特別会計）について、組織の要員の合理化により、職員数を削減するとともに、人件費を圧縮した。（平成17年度実施）

○ 母子寡婦福祉貸付金

母子寡婦福祉貸付金について、償還に係る取組事例等の周知や、各自治体に対し、償還率向上に向けた計画策定や目標設定等の自主的な取組を求めるなど、その償還率の改善を図った。（平成17年度実施）

○ 年金相談体制の見直し

年金相談の実施については、謝金職員の勤務形態を見直し、年金相談者のニーズの多い日、時間帯に重点的に配慮するなど、業務の効率化を推進した。（平成17年度実施）

○ 労災病院の再編

平成16年3月30日に策定した「労災病院の再編計画」に基づき、平成19年度末までに5病院を廃止し、4病院を2病院に統合

した。廃止した5病院のうち4病院は民間又は地方公共団体に移譲した。

○ 厚生労働科学研究費補助金の効果的・効率的な執行の推進

厚生労働科学研究費補助金の早期執行を図るため、研究課題の公募及び採択を早期に実施するとともに、厚生労働科学研究費補助金取扱規程等の改正を早期に進めることとした。

○ 原爆死没者追悼平和祈念館の外部委託

原爆死没者追悼平和祈念館の外部委託について、清掃業務（清掃回数等）及び警備業務（警備員の配置、人数）を見直し、コスト縮減を図った。

○ 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化

社会保険・労働保険の徴収事務の一元化については、平成18年10月より新たに社会保険・労働保険徴収事務センターで受け付ける申請・届出範囲の拡大などを実施し、事業主の事務負担の軽減を図った。

また、事業主の利便性向上の観点から社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一、現金給与の評価の統一を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案を第166回通常国会に提出し、平成19年6月に成立した。（平成21年4月施行）

（今後の取組計画）

○ 年金の福祉施設等の譲渡・廃止

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、平成22年9月までに施設を譲渡又は廃止する。

○ 雇用保険二事業の見直し

雇用保険二事業について、透明で分かりやすい事業運営を行うとともに、失業等給付の抑制に資する観点から、平成20年度においてもPDCAサイクルによる目標管理を実施し、既存事業を的確に見直すとともに、雇用保険二事業本来の役割を果たすため、重点を置くべき雇用対策について、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（平成19年1月9日）を踏まえて、施策の見直し、充実等により対処する。

○ 社会復帰促進等事業の見直し

社会復帰促進等事業について、より透明で分かりやすい事業運営

を行うとともに、各事業の合目的性と効率性を確保する観点から、平成20年度においてもPDCAサイクルによる目標管理を厳格に実施し、不断の見直しを行う。

○ 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化

社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一等の施行に向けて、事業主に対して平成21年4月施行の法律に関する周知広報を行う等により、円滑な実施を図る。

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構の見直し

- ・「独立行政法人整理合理化計画」を受け、生涯職業能力開発センターを平成20年度末までに廃止する。
- ・「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止し、職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管し、その他の業務は、独立行政法人勤労者退職金共済機構等に移管する。

また、私のしごと館について、遅くとも平成22年8月までに廃止することとし、その際、売却を含めた建物の有効活用に向けた検討を行うとともに、廃止に伴うコストの最小化という点に配慮する。

○ 厚生労働省職員が大臣に直接メールにて意見を行う「改革ホットライン」に寄せられた提案について、できる限りその実現に努め、業務について効率的・効果的に遂行できるよう見直しを行う。